

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
28	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	1
9	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長	4
22	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し	7
36	訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し	10
18	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	13
19	地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化	16
21	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	19
24	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	22
3	里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築	25
4	妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築	28
12	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	31
13	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し	34
33	指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化	41
32	身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	43

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省、国土交通省 第2次回答

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

## 提案事項(事項名)

優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止

## 提案団体

藤枝市

## 制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。

## 具体的な支障事例

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第4項により、市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めようとするときは、都道府県知事との協議が義務付けられている。また、法第4条第4項により、市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとするときも、基本方針の策定時と同様に都道府県知事との協議が義務付けられている。

当市においては、基本方針の策定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅像など、詳細な規定も含め都道府県知事と十分に協議を行っている。優良田園住宅建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している(都道府県からの意見は形式修正のみである)。当該協議には2か月から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

優良田園住宅建設計画の認定までの期間が短縮されることで、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

## 各府省からの第1次回答

優良田園住宅建設計画(建設計画)に関する都道府県知事との協議については、以下の理由から必要であると

考えている。

＜協議を経ることによって手続の迅速化等が可能となること＞

優良田園住宅法第5条では、都道府県知事等は、認定を受けた建設計画に従って優良田園住宅の用に供するため農地法や都市計画法の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとされている。具体的には、農地法に基づく転用許可や、都市計画法に基づく開発許可の手続の迅速化等の配慮がなされることになる。これは、建設計画の認定に当たり、事前に都道府県知事等との協議を経ていることにより可能となるものである。

＜基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること＞

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針については、都市計画や農業振興地域整備計画等との調和の観点からこれらの計画との整合性を確保するために実施するものであり、その内容は、個々の土地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画については、各申請者が作成する具体の建設計画に関して、都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点による土地の所在等の妥当性を個別具体的に判断しているものであり、市町村が策定する基本方針の協議とは内容を異にするものであり、改めて協議を行う必要がある。（なお、都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。）

なお、都道府県知事との協議が廃止された場合、

① 都市計画法については

開発許可の事務に関する権限の移譲を受けていない市町村においては、開発許可権者である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続の迅速化等の配慮を受けることができず、事業者の優良田園住宅の建設事業に多大な支障が生じる恐れがあること

② 農振法や農地法については

農地転用許可権者等である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続の迅速化等の配慮を受けることができず、建設計画認定の後に農用地区域からの除外や農地転用の可否の判断が行われることになり、優良農地の保全・確保に多大な支障が生じるとともに、事業者の優良田園住宅の建設事業にも多大な支障が生じる恐れがあること、また、都道府県知事との協議を経て認定を受けた計画に従い、優良田園住宅に供する土地については、農用地区域からの除外や農地転用が原則不許可となる第1種農地についての転用が可能となるなど優良田園住宅の建設に配慮しているところであるが、仮に都道府県知事との協議の仕組みが廃止された場合、これらの特例の仕組みにも影響が生じ、必要となる用地の確保の観点からも支障が生じるものと考えられることから一律に廃止することは難しい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実務上、申請者は建設計画の作成と同時に都市計画法等の手続についても関係課と事前に調整し、それらの許可の見込みを得た上で建設計画を提出していることから、建設計画認定時の協議を都市計画法等の許可の事前審査に位置付けているという指摘は実態に見合っていない。さらに言えば、「建設計画認定時の協議」と「都市計画法等の許可に係る手続」は実質的に重複していることになる。

また、平成10年7月15日付け共同局長通知によれば、基本方針策定時と建設計画認定時の協議の観点は概ね同様であることに加え、基本方針における対象エリア内には将来的に優良田園住宅が建設されることが都道府県においても当然想定されていることから、当該エリア内における即地的な個別具体の判断は、基本方針に適合するか否かの市町村の判断に委ねても差し支えないと考える。当市の実態としても、建設計画認定時の協議は、基本方針への適合性の審査に終始しており、都道府県から「都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点」からの意見等が出されることがない。

なお、第1次回答において、「都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。」と記載があるが、当市のように都市計画法の開発許可や農地法の農地転用の権限移譲を受けている市町村においては協議を不要とするなどの例外規定を設けることも可能ではないかと考える。

以上のとおり、地方自治体の事務負担軽減等の観点から、実態に即した制度の見直しを求める。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、一律の廃止ではなくとも、重複部分に関する協議のあり方等、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

以下の市町村(①から③)においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないか。

①自ら開発審査会を設置している政令指定都市等

②都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例により建設計画に基づく開発行為を開発審査会の議を経ずに自ら許可することとしている事務処理市町村

③都道府県が優良田園住宅の建設に係る開発行為を開発審査会の包括承認基準としていることにより、開発審査会の議を経たものとして自ら許可することができる当該都道府県内の事務処理市町村

さらに、こうした政令指定都市等(①)及び事務処理市町村(②又は③)が、提案団体のように、基本方針において農用地区域を優良田園住宅の対象区域から除き、かつ、農地転用許可の権限移譲を受けている場合は、農地の保全の観点から見ても、建設計画の認定に当たって都道府県知事と協議する必要はなくなると考えてよいか。

#### 各府省からの第2次回答

(回答全文については別紙を参照されたい。)

①建設計画の認定手続を合理的に進めること

都市計画法、農地法及び農振法いずれの観点においても、都道府県との協議を一律に不要とすることは困難である。

しかしながら、都市計画法の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市、中核市、施行時特例市の場合は、都道府県が事前に開発許可基準への適合性を審査する必要性がないことから、都道府県が開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。

また、開発許可権者である地方自治体が、建設計画に基づいて行われる開発行為について、都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例に区域等を定めている場合や、開発審査会において包括承認基準(あらかじめ一定のものについて開発審査会における議を経たものとし、具体の申請に係る処理については事後の報告で足りるものとする等の基準)を定めている場合についても同様と考えられる。そのため、これらの旨を周知することで手続の簡素化が図れないか検討してまいりたい。

さらに、農地法・農振法の観点からは、建設計画の認定市町村が、指定市町村や条例移譲により転用許可の権限が移譲されている市町村であり、建設計画に含まれる農地が農用地区域外の第2種又は第3種農地であって、4ha以下である場合、都道府県が開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。そのため、これらの旨を周知することで手続の簡素化が図れないか検討してまいりたい。

②建設計画の認定手続について、基本方針と重複するものは省略するなど負担感を軽減するような工夫を行うこと

建設計画は建設事業者が定める具体的な事業計画であり、優良田園住宅の建設に関して基本的な考え方を市町村が定めた基本方針とは重複しない。特に、農地転用や開発許可等の判断に必要な土地の区域や周辺の土地利用の状況の粒度が基本指針と建設計画とは大きく異なり、都道府県知事との協議を省略することは困難である。

しかしながら、都道府県及び市町村の負担軽減を図ることは必要と考えており、農振法や農地法との調整を定めた通知において県協議の際に市町村に作成・添付を求めている書類の簡素化(例えば、基本方針や建設計画を参照すれば確認できる事項の記載の省略など)を図ることとしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省 第2次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長

## 提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。

## 具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)は、以下の特例措置が設けられている。

- ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。

しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

## 根拠法令等

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第 5 条(保育教諭等の資格の特例)
- ・教育職員免許法附則第 18 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市では公立の幼保連携型認定こども園 15 園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特に 60 歳前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず令和 6 年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足という課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いしたい。

○当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。

○既存施設のうち、今後認定こども園への移行を検討している施設もあると考えられるため、円滑な認定こども園移行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。

○本特例措置が解除される令和 7 年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

## 各府省からの第 1 次回答

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度施行後 10 年間(令和 6 年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置が延長されなかった場合、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかしか有しない者は、同認定こども園の保育教諭となることはできなくなることから、同こども園における職員確保に支障が生じ、施設の移行・開設や継続した運営に大きな影響を及ぼす恐れがある。ひいては、保育の受け皿そのものが減少する可能性も生じる。

そのため、特例措置の延長の有無について、令和 5 年度中に方針を示すとともに、具体的な検討スケジュールを明らかにされたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の雇用や園の運営の根幹に関わるため、特例措置の終了期限間近ではなく、早急に措置の延長を検討することを求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

特例措置の期限は令和6年度末に迫っていることから、具体的な検討スケジュールを示していただくとともに、早期に延長の方針を示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

平成 27 年4月の子ども・子育て支援新制度施行後 10 年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長や検討スケジュールも含め、本年8月に設置を予定している「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会」等において、ご意見を伺いながら、必要な検討を進めてまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し

提案団体

秋田県、福島県、滋賀県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能とすることを求める。

また、ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも三年ごと」の検討及び「必要があると認めるとき」の変更の努力義務について、努力義務の廃止若しくは検討を「少なくとも六年ごと」等とすることを求める。

具体的な支障事例

当県で策定している医療計画では、ギャンブル依存症に関する対策を定めているが、法令上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとの規定があるため、両計画には内容の重複があるにもかかわらず、当県では、それぞれを別個の計画として策定している。また、ギャンブル等依存症対策推進計画は「少なくとも三年ごと」に見直しの検討を行い、必要があると認めるときは変更するよう努めなければならないとされているため、3年ごとに会議の開催や調査の実施等が必要となり、大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内容が重複する計画を一体的に策定できることとすること及び計画の検討スパンを地域の実情に応じて柔軟化することにより、都道府県における計画策定等に係る事務負担が軽減される。

根拠法令等

ギャンブル等依存症対策基本法第13条、医療法第30条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、兵庫県、高知県

○計画期間の見直しについては、会議の開催及び計画の見直しに係る事務手続きの負担の大きさを考慮し、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号。以下「法」という。)第13条第1項において、都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即して都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないものとされている。



これを踏まえ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局が作成した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」において、「都道府県計画は都道府県の実情に即して策定することとされており、基本計画の趣旨から大きく逸脱するものでなければ、策定手続や計画の構成等については、地域の実情に応じて検討いただきたい」と都道府県にお示しをしている。よって、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に、医療計画と一体的に策定することも可能である。ただし、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画中に盛り込まれることが期待される事項は、医療体制に関する事項以外にも、関係事業者（ばちんこ、公営競技）の取組、民間団体支援、社会復帰支援、多重債務問題への取組等多岐にわたることから、一体的に策定されるかどうかについては、これらの事項の取扱いについても留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の見直し期間及び変更の努力義務について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定はあくまで努力義務であり、その変更についても、法第13条第3項により、「必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされており、計画見直し期間や変更の必要性は都道府県の実情に即して判断いただくことが可能である。ただし、近年、公営競技におけるインターネット投票の増加やオンラインカジノといった違法なギャンブルへの対応が求められるなど、ギャンブル等依存症を取り巻く環境は短期間で大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応する必要があることや、国においても実態調査を3年ごとに行うとともに基本計画の見直しを3年ごとに行うこととしていることなどにも留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

##### ○医療計画との一体的策定について

「計画の一体的策定」は、複数の計画を形式的に一つの計画として定めることであり、「調和が保たれた計画」は、複数の計画間での具体的な内容について、調整がとられていることと考える。

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項は、医療計画と都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、「調和が保たれたものでなければならない」と規定しているが、別々の法律で策定が求められている計画を一体的に策定することについて、都道府県では独自に判断することが困難であるため、厚生労働省が令和5年3月31日に発出した「医療計画と各計画との一体的策定について（事務連絡）」において、医療計画と都道府県アルコール健康障害対策推進計画等の一体的策定が可能であることを明示したように、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画についても、医療計画との一体的策定が可能であることを明示していただきたい。

##### ○計画の見直し期間について

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を医療計画の見直し期間（6年ごと）に合わせて策定する等、計画の見直し期間や変更の必要性について、都道府県の実情に即して判断可能であることを明示していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、医療分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

ギャンブル等依存症対策基本法に関しては立法経緯があると思うが、今年3月にナビゲーション・ガイドが策定されるなど、計画策定を取り巻く状況が変わってきている。これを踏まえ、計画策定の努力義務規定を「できる」規定に改正するなど、法律の見直しを検討いただきたい。

「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。これを踏まえ

ると、「少なくとも3年ごと」に計画を見直すという規定を見直すべきではないか。あわせて、努力義務規定を「できる」規定にできないか。  
法律改正がどうしても難しい場合は、基本的には医療計画等と一体策定できること、見直し期間については必ずしも3年ごとというわけではなく地域の实情に応じて判断できるということを、明確に周知していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

## ○医療計画との一体的策定について

第1次回答のとおり、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある場合には、医療計画と一体的に策定することも可能であり、この点について、明示的に都道府県に周知する。

## ○計画の見直し期間・努力義務の見直しについて

ギャンブル等依存症を取り巻く環境は、近年、急激に変化している。公営競技におけるインターネット投票やオンラインカジノといった違法なギャンブルなど、オンラインで行われるギャンブルの利用が急増しており、これまでの対策に加えて、こうした変化を踏まえたギャンブル等依存症対策を速やかに講じていくことが求められている。また、ギャンブル等依存症対策を推進するためには、相談支援や医療提供体制の整備のみならず、関係事業者における対策や債務問題への対応など、様々な施策を包括的に進めていく必要がある。このためには、当事者・家族や関係機関の意見を幅広く聴取しつつ、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組を計画的に進めていくことが重要である。

また、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第3項において、都道府県は「少なくとも3年ごとに推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされているが、国の実態調査や基本計画の見直しが3年ごとに行われること、近年の急激な環境変化により国と地方の連携の必要性が一層高まっており、それぞれの地域の实情に即した対策の推進が求められていることから、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画については引き続き努力義務規定とする必要があり、また、都道府県計画に検討を加える期間を「少なくとも3年ごと」としている規定を見直すことは困難である。

しかしながら、第1次回答でも述べた通り、都道府県計画についてはあくまで都道府県の实情に即して策定するものとされており、見直し期間や変更の必要性についても、都道府県の实情に即して判断いただくことが可能である。この点について、明示的に都道府県に周知する。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第2次回答

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

訪問型サービス事業を実施する際の路上駐車 of 許可に係る制度の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続をオンライン化する等して簡易に手続できるようにするとともに、駐車 of 都度の許可申請ではなく、一度 of 許可で一定 of 期間駐車できるように制度改正を求める。

具体的な支障事例

訪問型サービスを行う民間事業者や当市では、事業実施にあたり市民宅 of 訪問等を行っているが、車両 of 駐車に苦慮している実態がある。市民宅等 of 周辺にコインパーキングや公共施設がない場合、訪問に時間を要し、虐待に対する緊急対応等が困難であり、効率的に業務を行うことができない。当市としても駐車場の確保に努めているが、限界がある。

現在、都道府県警察において駐車許可制度が運用されているが、1回 of 駐車について1件 of 申請が必要であり、業務 of 実態に馴染まない。また、平成31年2月13日付で警察庁から「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可 of 周知について(依頼)」が通知されているが、これまでのところ、駐車許可申請 of 負担軽減にはつながっていない。

【参考 当市における概算数値】

高齢者への訪問事業者数: 300 者超

高齢者への延べ訪問件数: 12 万件超/月(全事業者)

高齢者への虐待対応件数: 約 80 件/年

障害者等への訪問事業者数: 100 者超

障害者等 of サービス利用者数: 1100 人超

障害者等への虐待対応件数: 約 60 件/年

制度改正による効果 (提案 of 実現による住民 of 利便性 of 向上・行政 of 効率化等)

少子高齢化が進行する中、地域で安心して暮らしていくために、訪問型サービス of 重要性はますます増している。地方自治体や民間事業者がその業務を行うに当たり、緊急対応等ができない状態を解消することで、必要な時に必要なサービスが提供できる環境整備の一助となり、地域共生社会 of 推進につながる。

根拠法令等

道路交通法第45条第1項、第49条 of 5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、旭川市、苫小牧市、浜松市、小牧市、兵庫県、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

## 各府省からの第1次回答

御指摘を踏まえ、合理的な運用が行われるように引き続き指導してまいりたい。訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可については、道路交通法上、1回の駐車について1件の申請が必要な制度とはなっておらず、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（平成31年3月22日付け警察庁丁規発第44号）等において、駐車日時や駐車場所について、訪問診療等の用務の性格や交通状況等を勘案した上で、一つの許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めるよう各都道府県警察に対して指示している。また、駐車許可のうち、定型的・反復継続して行うものについては、令和4年1月から、試行的な取組として運用開始している「警察行政手続サイト」において、オンラインによる駐車許可の申請が可能となっている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

八王子市内の警察署では、訪問診療等の訪問型サービスを用務とする場合については、6か月の間、申請した複数の場所において、申請した曜日と時間帯に駐車できる対応が取られているが、申請内容に変更が生じた都度、手続が必要になる。訪問診療等の訪問型サービス以外を用務とする場合については、こうした対応の対象外とされているほか、いつ訪問を要する事態になるかわからない相談対応や虐待対応などを用務とする場合については、予め時間と場所を指定できないため申請することができない。

また、平成31年の警察庁通達には、許可申請の一括受理等の記載があるが、実際には、複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、各警察署への手続が必要となっているのが実態である。1か所の警察署で手続できないことで申請に係る時間と手間が増えることも、申請する事業所等にとって負担となっている。例え1か所の警察署で手続できるようになったとしても、管轄外の申請箇所については、所轄の警察署へ駐車可能な箇所なのかなどの確認が必要となるなど、警察の手間が増加することが想定され、許可までに時間を要してしまうのでは本末転倒である。

そのため、一度の駐車許可により、「1年間、市内で、申請した用務による」駐車を可能とする等、より包括的な駐車許可制度への見直しを求める。

警察行政手続サイトでのオンライン申請については、定型的・反復継続して行うもののみならず、新規・変更申請についても可能としていただきたい。その上で、事業所等が本来業務に注力できるようにするために、申請書類を最小限にしつつ、より簡易な入力方法で申請できるようにしてほしい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国市長会】

提案内容を踏まえ、現行制度下における合理的な運用について更なる周知を行っていただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について、訪問介護サービスが対象になっていることを通知等で明確化すべきではないか。

新たな通知等を出すにあたり、各警察署に対して、提案の趣旨に基づく対応が取られるよう周知の方法を工夫すべきではないか。

駐車許可に係る申請書類の簡素化について、どのような書類が過剰となっているのか提案団体の意見も聞いた上で、具体化・明文化していただきたい。

警察行政手続サイトでのオンライン申請については、新規・変更申請ともに可能となるようにしていただきたい。

また、オンライン申請システム改善に向けた具体的なスケジュールを示していただきたい。

予め場所と日時が定まらない訪問サービスもあるため、より包括的・柔軟な対応を検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平成31年3月22日付け警察庁丁規制発第44号)により、訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可事務について簡素合理化による申請者の負担軽減を指示してきたところであるが、今後通達を改正し

- ・駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両の明確化
- ・各都道府県警察に対し警察署担当者に至るまでの本通達の趣旨の周知徹底
- ・駐車許可申請を審査するに当たって必要となる疎明書面を具体的に明記した上で、それ以外の不要な書面を提出させないこと

について指示を行う方針であり、新たな通達に係る各都道府県警察ごとの駐車許可事務の見直し状況については、警察庁において確実にフォローアップを行う。

また、オンライン申請については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、令和7年末までに検討する。

なお、道路上における駐車は、他の道路利用者に危険を生じさせることや渋滞を引き起こすおそれがあるため、交通実態等を踏まえて必要な駐車規制を実施しており、市内一円等の場所を限定しない包括的な駐車許可を行った場合には、許可を受けた方の判断でどこでも駐車を行えることとなり、他の道路利用者に危険を生じさせたり、渋滞を引き起こすこととなりかねないため、交通の安全と円滑の確保の観点から、当庁から各都道府県警察に対して、場所を限定しない包括的な駐車許可を指示することは困難である。

一方、許可期間については、既に各都道府県警察において可能な限り長期間での許可を可能としており、駐車日時についても、上記通達により柔軟な運用を検討するよう、具体例を示した指示を実施済みであるところ、その趣旨を引き続き徹底していく。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省 第2次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。

当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。

仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。

(※)当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)  
**【幼保連携型認定こども園】**  
 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項  
 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

—

#### 各府省からの第1次回答

保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。

他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。

また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ、平成29年度以降7年間で662億円もの予算を組み、19,783人分の受け皿と保育人材確保のため、ありとあらゆる策を講じてきたが、年々保育ニーズが上昇し、待機児童を含む利用保留児童は毎年2千人超と大変厳しい状況にある。全国的な待機児童対策の観点から政策的目標が既に達成されたとのことだが、本市では特例措置適用要件の待機児童はなお592人いる。しかも、コロナ禍後の景気回復や万博開催に伴う雇用状況の改善による就業者増、大規模マンションの建設状況等からも、保育ニーズは当面高い水準で推移すると考えている。

本措置の適用については、児童が安全・安心に過ごせる環境である要件を施設が確認し、届出の上実施しており、また、当市下限(1.65㎡/人)まで受け入れるのではなく、きょうだい入所や入所待ちの数人の入所等やむを得ない場合(適用実態は1施設平均4人、1歳児平均2.7㎡/人、2歳児平均1.85㎡/人)であるため、これまで特に問題は起こっていない。また、指導監査時には、定員の厳守や保育内容等を年1回実地で確認するとともに、立入調査権等の規定も整備することで、より厳格な取り扱いとしている。

本措置が廃止された場合、本措置適用入所児童(588人)分の入所枠を見直す必要が生じ待機児童が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、期限があると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を抑制する必要があり、新たな待機児童の発生を招くこととなるため、本措置に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合には、期限の延長を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

本特例措置は、待機児童が100人以上など一定の要件を満たす場合の特例であって、活用団体が減少したことをもって、特例措置が不要とは言えないのではないか。

来年度以降の保育所への入所等に影響するため、本特例措置に係る期限の廃止又は延長に向けて、早期に方針をお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

8月18日の提案団体との打合せでいただいた提案をベースとして、①特例対象児童数が100人を割ったら特例を廃止する、②提案団体は整備状況を国に報告し、ヒアリングを受ける、③毎年報告いただく提案団体での整備の取組みが、果たして順調に行われているのかを判断するための材料として、令和6年度のできるだけ早い時期に、特例対象児童の解消に向けた計画を提出いただく、④特例の期限は、提案団体における直近の整備状況に照らし、特例対象児童の解消に必要な期間として、さらに4年間延長し、令和11年3月までとする。これ以上の延長は行わない。



## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

地域型保育給付費等について、子ども子育て支援法第29条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規定されているが、認可保育所委託費と異なり、地域型保育給付費については用途制限がなく、また保育に要した費用に地域型給付費等を支出するという規定もない。一方で、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」にも「同法第29条第1項に規定する地域型保育給付や同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付については、その用途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。」とある。

## 【支障事例】

地域型保育事業の指導監査において計算書類を確認する中で、保育に要した費用に地域型保育給付費を支出する事業者がほとんどであるが、一方で、給付費に用途制限がないために保育に関係ないと思われるものへの支出(高級外国車やリゾート会員権の購入、ゴルフ代の交際費計上)や本部への多額の繰り入れを行うなど不適切な会計処理と思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対して、保育に要した費用に充てるよう法的根拠に基づいた指導を行うことができない。

## 【制度改正の必要性】

給付費は、公費であるという性格上、保育に要した費用に使用されるべきものであり、園の運営のために適正に支出するよう周知しているが、保育にまったく関係ないものへの支出や本部への多額の繰り入れを制限するルールや、保育に要した費用に支出することを明文化したものがいないため、保育士給与アップや安全面の向上につながりにくいと考えられる。公費の透明性の確保の観点からも、保育に要した費用に支出されていることが確認できる仕組みが講じられるべきである。幼保連携型認定こども園等についても同様と考えられる。

## 【支障の解決】

保育に要した費用に使用されていることを市町村が確認、指導を行うことで、人件費や施設の維持管理に充てるなど、給付費の適正な執行につながり、支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域型保育給付費等について、地域型保育等に要した費用に支出するルールを明確にし、市町村が確認・指導できるようになることで、給付費が保育士の給与や施設運営における安全面の向上に充てられるようになり、

給付費の適正な執行と住民サービスの向上につながる。

#### 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市

○当市において必要性等の具体的事実は確認できていないが、給付費の適正化に寄与することが期待できる。その場合、市町村が確認、指導を行うための体制の整備も検討すべき課題である。

#### 各府省からの第1次回答

地域型保育給付費や施設型給付費は、個人給付の法定代理受領である法的性格上、用途制限が設けられていないため、対応が困難である。  
ただし、処遇改善等加算では、加算額を確実に職員の賃金改善に充てるため、全額を人件費に充てることを要件とするなど、各種加算については、用途の適正を図る仕組みとしている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域型保育給付費等（以下「給付費」という。）の用途については、保育に要した費用ではないと思われる不適切な支出事例が確認されるなど、一部の事業者は保育に関係ないものに支出しても問題がないといった誤った認識を持っていることが懸念される状況にあり、当市では対応に苦慮している。この状況は、子ども・子育て支援新制度が始まった当初から、国の通知やFAQで、「個人給付の法定代理受領であるため用途制限がない」という解釈が示されている一方、その前提となる、給付費の本来の趣旨である、「地域型保育等に要した費用に支出する」ことについては明文化されていないことが大きな要因と考える。不適切な支出事例が生じていることは、給付費を確実に保育に要する費用に充てるために個人給付の法定代理受領という仕組みを取り入れた制度の理念に反するもので、望ましくない事態である。  
給付制度の法的性格上、委託費のような用途制限を設けることは困難であっても、給付費が確実に保育のために使用されるように、また公費の透明性の確保の観点からも、地域型保育等に要する費用に支出するという給付費本来の趣旨について国が見解を示すことで、事業者に対して一定の抑止力も期待できると考える。  
こどもの健やかな育ちや、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、市町村としては、制度が適正かつ円滑に運営されるよう、給付費の適切な執行を確認・指導していきたいと考えている。  
そのためにも、処遇改善等加算だけでなく、基本額を含む給付費全体の用途の適正化を図るために支出に係るルールの明確化、例えば、国として真に実効性のある通知を発出するなど、市町村における保育の質の一層の充実や適切な施設運営に向けた取り組みを後押ししていただくことを強く要望する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

地域型保育給付費の原資は公金であり、地方公共団体にも負担がある以上、市町村がその支出状況についてチェックできる仕組みはあって然るべきである。  
地域型保育給付費等の支出について、保護者の支払う費用の対価として財・サービスが適正に提供されているかを市町村が監査・指導できるよう、ルールの整備・明確化とそのスケジュールについてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

地域型保育給付や施設型給付について、給付費を受け取る事業者側の説明責任を通じた事業運営の透明性の向上を図ることは重要と考えており、また、全世代型社会保障構築会議の下に置かれた公的価格評価検討委員会においても「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要」とされている。

上記を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営状況について、継続的な分析・評価が可能となるよう、経営情報の公表やデータベース化の在り方について、有識者の参画を得て検討(子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議)し、令和5年8月に報告書を取りまとめたところであり、この報告書に基づき事業運営の透明性の向上を図るための制度整備に取り組んでいくこととしている。

こうした取り組みと併せて、給付費本来の趣旨についても示すことで、給付費本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われるよう努めてまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。  
 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等

具体的な支障事例

## 【現状】

現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。

## 【支障】

協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後とりまとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に係る事務や交付申請内容の確認時に承認状況の確認など一定の事務負担が毎年度発生している。  
 児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。  
 また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議プロセスを省略または簡素化することで、承認申請協議に伴う地方公共団体の負担が軽減されるほか、やむを得ない事情により承認を受けられず補助対象外となる施設数が減少し、支援の充実につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱  
 放課後児童健全育成事業実施要綱  
 令和4年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位の確認について(事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、盛岡市、茨城県、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、広島市、高知県、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

放課後児童クラブの運営費に係る補助については、こどもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。

一方で、

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、

・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方策においても、児童数の要件を設けていないこと、

・過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたことから、平成27年度より、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からはこども家庭庁長官）が認めた場合

のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとした。

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童クラブの補助金交付において厳正に精査する必要があることは理解しているが、放課後児童健全育成事業においては加算メニューが多岐に渡っていることから、交付申請・実績報告における事務作業が複雑であり、事業所・市町村・県ともに膨大な事務作業が生じている。

一方で、10人未満の支援の単位について厚生労働大臣に行う協議のうち、特に「継続」案件については、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成28年3月11日現在）」のNo.9で示された事例以外であっても、10人未満での事業実施となっている背景や事業実施の必要性等について、現状でも特に記載を求められていない。加えて、小学校区内に他の放課後児童クラブが存在しない場合は、当該児童クラブの必要性は極めて高いと判断可能と思われる。

以上のような現状等に加え、これまでの協議事例の蓄積等から、「継続」案件をはじめとする、より多くの「承認を要しない類型の追加」に速やかに取り組んでいただき、事務の負担軽減や利用者支援の充実のため、本事業における事務の簡素化を強く希望する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加について、中山間地域及びオールドニュータウンをはじめ、どこまで可能か検討した上で、スケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

本提案については、自治体、国双方の事務の効率化につながる部分もあることから、こども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で、具体的な類型等について、速やかに検討してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 第2次回答

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化

## 提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

## 求める措置の具体的内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。

## 具体的な支障事例

現状、計画の策定にあたり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。

「幼児期の教育・保育」(手引き図表1の対象事業1～3)や「放課後児童健全育成事業」(手引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業(手引き図表1の対象事業4、6～11)は、個人の利用意向等に左右される部分が多いため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難である。

実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。

地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画策定にかかる市町村の事務負担が軽減され、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに注力することが可能となる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条～第61条  
 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年

告示第 159 号)

市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成 26 年1月)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県

—

## 各府省からの第1次回答

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第 61 条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。

地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。

他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難」とされているが、本提案は、その「地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成」することが現実的に困難な事業について、見直しを求めているものである。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び確保方策の検討に係る事務作業スケジュールは約1年以上にわたるが、このうちの半分程度の期間は「量の見込み」の算定に係る事務が集中的に発生し、アンケート調査の項目の検討や、各事業担当者との綿密な確認作業等、担当者に大きな負担がかかる。

その一方で、時間と労力をかけてアンケート調査等により潜在的なニーズを含めて「量の見込み」を推計しても、提案している各事業においては、高い精度が得られず実務で活用していないのが実情である。

提案している各事業において、「量の見込み」の作成が困難な理由は先に示したとおりであり、そのことについては 16 政令指定都市及び県内6自治体からも賛同を得ている。

なお、第1次回答「他方で」の段落で言及されている、「量の見込み」の作成にあたっての負担軽減は、本提案の求めるものとは異なるが、これまでに示された利用希望把握調査以外の手法の例示は、ワークショップ等の定性的なものしかないので、ご検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

## 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計



画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

「量の見込み」について、一定の推計の精度が期待できず、算出が困難な事業については、計画の記載事項とする意義が乏しいことから、任意記載事項とすべきではないか。

上記事業が計画の記載事項として必要であるならば、「量の見込み」の算出方法は各自治体の判断に任されているという趣旨が伝わるように通知等で明確にすべきではないか。

加えて、自治体を支援するため、簡便に「量の見込み」を推計できる新たなツールの提供や、「手引き」にある計算式に代わって活用できるような手法の例示をすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の趣旨は、市町村による教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたり、行政側の提供可能な内容のみをもとに関係事業の提供体制を整備するのではなく、子どもたちや子育て世帯における関係事業の利用に係る需要を把握し、これを踏まえた事業計画を策定することで、行政として利用者目線に立った必要十分な子ども・子育てサービスの提供体制を実現しようとするものである。このため、利用希望把握調査等により、潜在的ニーズも含む各市町村における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、適切にサービス利用者の需要を把握することとしている。

こうした中で、仮に市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出を任意化した場合、潜在的ニーズを含む利用者の需要を十分に把握することができず、市町村においてニーズに沿った望ましい子ども・子育てサービスの提供体制を確保することが困難となるおそれがある。したがって、ご指摘の事業についても、直ちに「量の見込み」の算出について、任意化を考えるよりは、まずは、算出方法について、検討を進めていくことが適当であると考えている。

このため、国としても、「量の見込み」の算出方法について、現在「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」や「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)」等においてお示ししている、利用希望把握調査等の結果を活用した方法以外にも、潜在的ニーズも含む利用者の需要を踏まえていると考えられる場合等をお示しすることができるかどうか、各自治体等にも意見を聞きながら、多角的な観点から検討を進めていきたいと考えている。

なお、あわせて、「量の見込み」の算出にあたってどのような方法を採用かは各市町村の裁量・判断に委ねられていることについて、改めて自治体へより明確に周知を行うこととしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、デジタル庁 第2次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】

里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

具体的な支障事例

現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

里帰り出産のため一時的に居住している妊婦の情報を、住所地の自治体と里帰り先の自治体との間で共有することで、里帰り先の自治体においても、妊婦の相談対応や母子保健サービスの利用など、タイムリーな支援を行うことが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

○当府においても、要支援の妊婦について里帰り先の医療機関と住所地の自治体間での連携に困難が生じる事例があることから、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との情報共有・連携を図る仕組みの構築は望ましいが、マイナポータル等のデジタル手段活用にあたっては、タイムリーな情報共有・連携を実現できる運用体制等のソフト面の整備も必要不可欠となる。また、里帰り妊婦が産後ケア事業を利用できないという事例も生じており、住所地と里帰り先の自治体間の情報共有に加えて、産後ケア事業等母子保健サービスの広域利用ができる体制整備も必要だと考える。

○出産・子育て応援交付金の給付事務において、対象者が自治体間を転出入した場合、転出先の自治体にお

いて、過去の面談の実施有無や受給歴の把握ができず支援事務の煩雑さを招いている。左記に加えて転出入情報の確認も実現できれば、円滑な事務が可能となる。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【こども家庭庁】

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

##### 【デジタル庁】

こども家庭庁における検討を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

里帰り出産等で妊婦が自治体をまたいで移動する場合、その情報を体系的に把握し、居住地以外でも適切な支援が受けられるよう、統一した仕組みづくりが必要であると考えます。

本提案は、マイナポータルをはじめとするデジタル手段の活用による仕組みの構築を求める提案であり、支障解決に向けての具体的な方策案等があれば御教示いただきたい。

なお、本提案については、内閣府の規制改革推進会議第10回人への投資ワーキンググループ(令和5年3月31日開催)でも提案し、令和5年6月16日付けで閣議決定された「規制改革実施計画」において各省庁が取り組むべき内容が明記されたところであり、当該計画に沿った形で、自治体をまたいだ切れ目のない支援体制の構築に向け、より具体の取り組みを進めていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報共有・連携を検討するにあたっては、どのような情報の共有・連携が必要なのかといった検討が必要である。このため、今年度の調査研究により「市町村間の情報連携」の現状やニーズ、「里帰り妊婦への支援を行う際の課題」等について把握することとしている。今後、調査研究の結果等を踏まえて、情報共有・連携する情報や情報共有・連携のあり方等について検討を進める予定である。

あわせて、モデル的に自治体、医療機関、妊産婦等の間で情報連携を図るための実証事業(母子保健情報デジタル化実証事業)を今年度実施しており、この中で母子保健情報のデジタル化の課題等を検証していくところである。

具体的な方策については、今後、調査研究の結果や、デジタル化に関する実証事業の結果を踏まえつつ、出産子育て応援交付金事業に基づく伴走型相談支援の推進とも併せて検討してまいりたい。

一方、上記の調査研究を待たずともできる対応として、今年度、里帰り妊産婦への切れ目のない支援を行う自治体の取組を後押しできるような対応を検討したい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、デジタル庁 第2次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

妊産婦健康診査の広域化

提案団体

今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

- ①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。  
 ②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。  
 例) 妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)

具体的な支障事例

妊産婦健康診査は、母子保健法第13条により勧奨となっているが、全国で実施されている。当市においては、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分の受診票をあらかじめ交付することで、妊産婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、本受診票は県内の医療機関でしか使用できず、里帰出産などで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、健診ごとに全額支払う必要があり経済的負担がかかる状況にある。また、領収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還払申請による負担がかかる現状である。また、償還払いの妊産婦検査結果については、当市に返送がないため、結果を知り得ることができない状況である。(健診の状況を把握できず妊娠中の行政支援を十分に行えない状況にある)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

妊産婦健康診査受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減に資する。また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、妊産婦における行政支援(相談等)を幅広く行うことが可能となる。

根拠法令等

母子保健法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても県外での妊産婦健康診査について償還払いを実施しており、出産後に必要書類を揃えて手

続きに来所されるケースが令和4年度は 28 件であった。(同じ人が複数回に分けての申請をされているケースもあり)

夫が申請にこられるケースもあるが、臨月間近や出産直後の母親が申請に来られるケースもあり、申請による負担がかかっていると考えられる。

償還払いの妊産婦健康診査結果については、当市においては結果票を病院で記入してもらい持参頂くことで結果を把握している。

○当市も同様の考えであり、妊産婦健康健診受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減が図れることが期待できる。

また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、支援が必要な対象者の早期発見・早期支援につなげることができる。

さらに、県外受診の還付等の事務が必要なくなり、事務の削減につながる。

○妊娠から出産後の健診として、妊婦健康診査、産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券を交付しているのので、新生児聴覚検査も追加した体制整備を求める。

○妊産婦健康診査受診票の広域利用のためには、各市町村の公費負担額を統一することが必要となるが、現在の公費負担額は地域によって金額差が大きく統一が困難であるため、妊産婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だと考える。

○当県では全ての市町村で補助券方式を採用しており、県内の医療機関の妊婦健康診査の費用や公費負担の補助額に地域差がある。また、県内でも里帰り出産等で償還払いの対応になる場合もあり、受診券の統一化や、電子化による自治体同士、自治体と医療機関同士の情報共有ができることが望ましいと考える。

#### 各府省からの第 1 次回答

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において「課題等を把握」したうえで、今後どのような施策を講じるのか、そして具体的なスケジュールについてご教示いただきたい。また、本提案において支障解決に向けて前向きに対応いただけるという認識でよろしいか。

本提案の実現により、妊産婦の経済的・身体的・精神的負担軽減や行政支援の拡充(自治体間の情報連携による)が可能になると考える。令和5年6月13日に閣議決定された『子ども未来戦略方針』の「3つの基本理念」には、伴走型・プッシュ型支援への移行が掲げられており、「今後3年間の集中的な取組」には出産等の経済的負担の軽減が掲げられている。これらの施策の実現にも本提案は必要不可欠な取組と考える。

また、事務効率化の観点からも県外医療機関の受診に伴う償還払いの事務が不要となることで、事務量軽減に寄与する。事務軽減分を伴走型・プッシュ型支援の拡充につなげることで、里帰り中の妊婦が安全・安心して出産できる環境整備に向けた施策を講じることが可能になると考える。

追加共同提案団体から示された支障事例(新生児聴覚検査・保険適用等)及び、上記提案の実現による、自治体の垣根を超えた子育て家庭向けサービスの拡充として是非前向きに検討いただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

##### 【全国市長会】

妊産婦の利便性向上や負担軽減のため、里帰り出産の場合など妊産婦検診の広域化は必要との意見が寄せられており、提案の実現を求める。

**【全国町村会】**

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

妊産婦健診の受診票の全国利用を可能とする仕組みの構築や情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルを活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。  
システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

妊産婦健診受診票を里帰り先の医療機関等で利用できるようにするためには、広域的な集合契約を行う必要がある。このため、今年度の調査研究により、現状の契約の状況について把握した上で課題を整理することとしており、妊産婦の利便性向上に向けてどのような対応ができるか検討を進める予定である。  
また、自治体間の情報共有・連携についても、当該調査研究により「市町村間の情報連携」の現状やニーズ、「里帰り妊産婦への支援を行う際の課題」等について把握することとしており、今後、調査研究の結果等を踏まえて、情報共有・連携する情報や情報共有・連携のあり方等について検討を進める予定である。  
あわせて、モデル的に自治体、医療機関、妊産婦等の中で情報連携を図るための実証事業（母子保健情報デジタル化実証事業）を今年度実施しており、この中で母子保健情報のデジタル化の課題等を検証していくところである。  
具体的な方策については、今後、調査研究の結果や、デジタル化に関する実証事業の結果を踏まえつつ、出産子育て応援交付金事業に基づく伴走型相談支援の推進等とも併せて検討してまいりたい。  
一方、上記の調査研究を待たずともできる対応として、今年度、里帰り妊産婦への切れ目のない支援を行う自治体の取組を後押しできるような対応を検討したい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。

【支障事例】

当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。

【支障の解決策】

民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局(主に地方公共団体)の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者もいることなどから、選任要件を緩和し、在勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解消の一助となることが期待できる。また、欠員が解消することで民生委員・児童委員や地方公共団体の負担の軽減につながるとともに、区民サービスの向上につながることを期待できる。

根拠法令等

民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県

○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象に推薦依頼を行うことによって、欠員を解消する可能性が高まることが期待される。

○欠員地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。

○本市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の欠員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。

○本市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。

ついては、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であると考えます。

## 各府省からの第1次回答

民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。

これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。

なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市部では、他人との関わりを忌避する傾向が強く、また、日中は区外に勤務している住民も多いため、地域のコミュニティに積極的に参加できる人は限られている。その地域に長く居住していることが、地域住民の生活の実情を把握することにつながるとは言い難い状況である。

一方で、昼間人口と夜間人口の差が大きく、日中は多くの人々が区内に勤務している。その中で、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など、在住者ではなくても、地域住民の実情を把握している人材は存在する。また、再開発が急激に進む中、大規模マンションなど民生委員・児童委員の確保が困難な地域では、居住者の実情を把握している管理人やコンシェルジュなど、在勤者であっても民生委員・児童委員の候補者になり得ると考える。これらの中で例えば区外への転出を理由に民生委員・児童委員を退任した者言えば、前任期中において6名おり、要件を見直した場合にはこうした者の活用も可能となる（この場合には、地域住民の生活の実情に通じていることは明らかである。）。

民生委員制度は、創設から100年を超える長い歴史があるが、この間、社会情勢は大きく変化しており、昨年度の民生委員の改選結果によれば、欠員数が戦後最多となるなど、当区だけでなく、他の多くの自治体においても同様の課題が生じているものと考えます。こうした現状を踏まえると、地域の実情や今の時代に即した選択肢のある制度として柔軟に対応していくことこそが、民生委員・児童委員制度の持続可能性につながるものと考えます。ついては、民生委員の候補者を在勤者にも拡大するなど担い手確保策の早急な検討を求めます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求めます。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

民生委員は「地域住民の生活の実情に通じている者が選任される」とのことであるが、大規模マンションの管理人やコンシェルジュ、あるいは、地域の商店街で働く者で日常的に地域住民との関わりがある者など、「当該市区町村外に居住する在勤者（以下「在勤者」という）」の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料（また、制度創設時と比較して、社会構造等が変化していることから、これまで制度上想定していなかった者の中にも適任者がいるものと思料）。

従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか。

なお、関係府省ヒアリングにおいて示された「民生委員の業務は幅広い中で、在勤者が職務全般を継続的かつ総合的に担うことができるのかどうかという課題がある」との懸念点については、現行制度上、想定される民生委員の職務の内容について、地域における関係性の変化等も踏まえながら精査・効率化することで解消されるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

ご提案については、民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務（例：日常的な相談援助、虐待や生活困窮など福祉的課題がある家庭への訪問、災害時等の活動、福祉事務所や児相等への協力等）について、在勤者の方（別の市町村に居住し、基本的に勤務のためにその時間に当該地域に来訪している方等）に、適切かつ継続的に担っていただけるか等の点も含めて、民生委員の当事者団体の意見等も踏まえながら、丁寧に検討する必要がある。

一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、引き続き、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ民生委員の当事者団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等についての検討も併せて進める。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止

## 提案団体

神戸市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。

また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。

## 具体的な支障事例

法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関わることでもあるため、証明できないことで民生委員がトラブルに巻き込まれるケースもあり、民生委員の心理的な負担が増している。

また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。

民生委員は証明事務以外にも、高齢者の増加に伴う高齢者のひきこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社会的孤立の防止、行政や専門機関へのつなぎ役としての民生委員への期待と役割は増大している。こういった福祉課題への対応に民生委員の活動は増加しており、事務負担が大きくなっている。

こうした中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、なり手確保が喫緊の課題である中、これら証明事務については早急に見直すべきである。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民生委員の証明事務を廃止することで、民生委員の心理的負担のみならず事務負担も軽減し、ひいては民生委員のなり手確保にも資すると考える。

## 根拠法令等

児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条  
 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第1条  
 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)  
 生活福祉資金貸付制度要綱第16条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、仙台市、白河市、ひたちなか市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、横浜市、川崎市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、京都府、大阪府、堺市、寝屋川市、羽曳野市、豊岡市、笠岡市、広島市、高松市、大村市、熊本市、宮崎県、沖縄県

○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。

○当市においても、面識のない家庭に対する証明や、家庭の状況が多様化、複雑化している中で、民生委員が確認できることに限界があることについては日々の業務の中で多々実感している。また、民生委員からも心理的負担や民生委員が証明を行うことに対する疑問の声もあがっている。一方で、公簿上では確認できない本人の申立てにより認定の可否を判断する事例では、第三者の目が入ることで不正受給が一定数防げるという面、また孤立化している家庭への見守りという面で民生委員の協力が重要となるケースも存在する。もし民生委員からの証明を廃止するとすれば、本人からの申立てによる申請要件がある以上、それに代わる確認方法が必要であると考えられる。

○児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務においては、依頼の際に、面識のない住民の事情説明などに時間を要したり、事実確認が難航したりと、実務上、当課の事務処理がスムーズに行えていないこともある。また、当該手続きの廃止を実施することで、民生委員の負担も住民の負担も軽減することに繋がる。

○民生委員から、他住民の利益に関する証明をすることは精神的負担が大きいとの意見があり、証明事務の負担が軽くなることで民生委員のなり手不足解消にも繋がる。

○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。証明事務が廃止されれば、民生委員の負担軽減となる。

○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。

○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

○提案に条件を付せば実現してよい。生活福祉資金貸付は、民生委員が始めた「世帯更生運動」を機に、都道府県社会福祉協議会を事業実施主体とし、市町村社協及び民生委員の協力体制のもと創設された制度。民生委員意見書の取扱いについては、関係機関との慎重な検討を行うべきである。

## 各府省からの第1次回答

（求める措置の具体的内容の上段について）

民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条においては、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が民生委員の職務として規定されており、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給しようとする者について、その生活実態を把握することは法令上に定められた民生委員の職務の範囲内のものであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たって民生委員の証明書を求めることは妥当な運用であると考えている。

その上で、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。

（求める措置の具体的内容の下段について）

生活福祉資金貸付制度は、戦後の民生委員による、防貧と低所得世帯の自立更生を促進する世帯更生運動が基となりできた制度である。このため、当制度においては、民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとなっている（生活福祉資金貸付制度要綱）。また、本制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を合わせて行なうことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待をしている。このような背景、理念及び目的から、本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の通り、民生委員は住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことと法令上規定されているが、現代においては、価値観の多様化、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の施行など、立法当時の社会情勢から大きく変化しており、適切な把握という概念は、住民個人々の正確な現状把握まで求めているものではないと考えている。そのため、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことが職務である、ということをもって、証明事務を民生委員に求めることが妥当な運用であるとは言えないのではないかと。

「証明事務の基本的な取扱いについてのガイドライン(平成14年全国民生委員児童委員連合会)」でも、民生委員による「証明」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することが原則であるとされており、本市においても、住民から申し出があったことを確認したことの証明としており、実態として証明するに足りる正確な現状把握を行うことは難しいと考えている。

民生委員制度の持続可能性を保持するためにも、民生委員の負担を明確に軽減すべきであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たり民生委員、児童委員等の証明を求めることは廃止すべきである。生活福祉資金貸付制度については、制度ができた背景はあるものの、当時から社会情勢は大きく変化している。意見書を必須とせずとも、民生委員の活動によって、本制度の利用の促進に貢献できると考えている。また、意見書のあるなしにかかわらず、その後の民生委員による相談支援等において、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図ることは可能であるため、民生委員の意見書は廃止すべきである。

なお、本市の民生委員からも、証明事務・意見書作成事務は負担になっており見直すべきだとの意見をいただいているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 【全国市長会】

担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、事実確認が困難なため、民生委員にとっても負担感や心理的な抵抗が強いとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

民生委員による証明事務等が時代や実態に即していないことは、追加共同提案団体の多さからも明白である。民生委員法第14条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」という規定をもって、民生委員に児童扶養手当の受給資格の証明まで求めることは実態としても困難であり、民生委員による証明事務の廃止や他の証明できる者を検討すべきではないかと。

生活福祉資金貸付制度に係る意見書については、立法当時からの社会情勢の変化等に鑑み、民生委員が担うべき事務を改めて整理し、廃止も含めた民生委員の負担軽減に資する具体的方策をご検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

## (求める措置の具体的内容の上段について)

民生委員による証明を廃止することによって、自治体における児童扶養手当等の認定業務に与える影響は大きいものと考えている。加えて、民生委員の中には、熱意を持ち証明事務を行っている方もいることから、完全に廃止することは検討していない。

一方で、立法当時からの社会情勢の変化についても承知しており、民生委員の負担を軽減することも必要であると考えていることから、民生委員・児童委員以外の者で証明をしたことがある者、民生委員等による証明の代替手段、民生委員及び児童委員の証明業務を除いた場合に与える影響等、自治体における実態を調査している最中であり、その結果も踏まえ、民生委員の負担軽減となる方法について、検討してまいりたい。

## (求める措置の具体的内容の下段について)

生活福祉資金貸付制度の沿革、理念及び目的、民生委員調査書が都道府県社協の貸付審査や借受人支援において果たす役割等を踏まえつつ、民生委員や社会福祉協議会の意見等も聞きながら、運用の柔軟化による

負担軽減を図る方向で検討してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し

提案団体

兵庫県、加古川市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること

具体的な支障事例

【現状】

「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。

[証明する内容]

- ・受給資格者が母である場合、対象児童と同居しないでこれを監護していること
- ・受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること
- ・対象児童の父母が事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したこと
- ・受給資格者が前年の一二月三日において児童の生計を維持したこと 等

【支障】

従来は、民生委員等が日常的に住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われるが、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員等に依頼し、事実確認が困難なケースも多い。

このため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給資格の証明を行う者を拡大することで、民生委員の心理的負担・業務負担の軽減と、申請する住民の証明依頼先が増えることによる利便性向上・心理的負担の軽減等が図られる。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則第1条  
特別児童扶養手当法施行規則第1条  
児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、川崎市、相模原市、石川県、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、広島市、佐世保市、熊本市

○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。

○民生委員においては、地域における福祉的課題が複雑化している中で、活動内容も増え、負担が大きくなっている現状があるため、受給資格の証明を行う者が拡大することは、民生委員の負担軽減に繋がるものと考えられる。また、証明がスムーズに行えるようになることで、当課の事務処理においても、迅速な対応に繋がるものと考えられる。

○生計の維持や婚姻関係など、民生委員が把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員の負担となっている。

○当県でも民生委員が疾病等で入院し、一時的に地域の民生委員が空白状態となるケースが報告された。こうしたケースで証明が得られないと、受給資格者に不利益が生じる恐れがある。

○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。見直しされれば民生委員の負担軽減となる。

○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。

○当市でも同様に地域のつながりが希薄化していることから、事実確認が難しく、また実際の訪問やその準備に体力的、心理的な負担も大きいという声がある。そのため、民生委員に限らず、業務を担当する部署、職員による実地訪問などの確認でも十分な証明とみなしてよいと考える。

○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

昨今、特に地方においては人口減少、少子高齢化の急速な進行とともに、人と人とのつながりの希薄化により、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症、生活困窮やひきこもりによる貧困の連鎖、8050問題やヤングケアラーなど、多くの福祉課題が生じている。

これらの福祉課題への対応で民生委員、児童委員の活動は増加し、その業務負担が大きくなる一方、民生委員、児童委員の欠員は増加傾向であり、業務負担軽減となり手確保が喫緊の課題であることから、回答頂いた民生委員、児童委員以外の証明できる者について、早急にお示し頂きたい。

しかし、現場の民生委員、児童委員からは「民生委員、児童委員等の証明は、住民からの生活実態の聞き取り等を行うのみであり、面識のあるなしに関わらず、客観的な事実を証明することは難しい。」「生活実態を把握できない状況で、手当の受給資格に関わる証明を行うことは、心理的な負担が重い。」「仮に民生委員、児童委員以外の者であっても、客観的な事実を証明することは難しいのではないか。」という意見も伺っているところである。

こうした意見も踏まえると、「民生委員等の証明書について、必要性の根本的な検証」、「現地調査ありきではなく、書類や資料を用いた確認方法の検討と明示」、「審査担当課から他部門、他機関へも、受給資格確認時に情報提供等を求めることができる権限の付与」など、「民生委員、児童委員等の証明」以外の確認手段の導入についても検討すべきであると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】



現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

**【全国市長会】**

担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員に負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

**【全国町村会】**

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

民生委員による証明事務等が時代や実態に即していないことは、追加共同提案団体の多さからも明白である。民生委員法第14条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」という規定をもって、民生委員に児童扶養手当の受給資格の証明まで求めることは実態としても困難であり、民生委員による証明事務の廃止や他の証明できる者を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

本提案に加え、管理番号149においても類似する「児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明」の提案がなされていることを受け、児童扶養手当の証明事務における実態や代替手段等について調査を行っているところであり、その結果も踏まえ、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等、民生委員の負担軽減となる方法について、検討してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて

## 提案団体

中核市市長会

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出双方の変更の届出内容が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略可とすること。

## 具体的な支障事例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出をした指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に届け出なければならないこととされている。

一方で、指定障害福祉サービス事業者等の義務として、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を指定権者に届け出なければならないこととされている。そのため、双方の手続に共通する届出事項を変更する場合であっても、指定事業者としての変更の届出と、業務管理体制の整備としての届出の複数種類の変更の届出を行う必要があり、事務が煩雑となっていることから、事業者からの届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、自治体及び指定事業者双方に負担が生じている。

なお、業務管理体制の整備に関する届出について、本市では令和4年度 54 件の変更の届出を受理している。届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまで数日から数週間を費やすこととなる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び事業者双方の事務負担が減少する。

## 根拠法令等

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】  
 (障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設)第 46 条第 1 項、第 51 条の 2 第 3 項  
 (相談支援事業者)第 51 条の 25 第 1 項及び第 3 項、第 51 条の 31 第 3 項

【児童福祉法】  
 (障害児通所支援事業者)第 21 条の 5 の 20 第 3 項、第 21 条の 5 の 26 第 3 項  
 (障害児相談支援事業者)第 24 条の 32 第 1 項、第 24 条の 38 第 3 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、仙台市、郡山市、八王子市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、熊本市

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出について、双方、またはどちらを届け出る必要があるのかについて、事業者から届け出前の確認連絡、問い合わせが非常に多く大きな業務負担となっている。様式内容の説明や各種様式掲載サイトの御案内等に係る対応業務に加え、事務の煩雑さから事業者の届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、本市及び指定事業者双方に負担が生じている。なお、届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまでに数週間を費やすこととなる。

○本市においては、年間 1000 件以上の変更届が提出されており、業務管理体制の整備に関する内容は、ほぼ変更届で網羅されているのが現状である。省略されれば自治体および事業所の事務負担が軽減される。

## 各府省からの第 1 次回答

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体における運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業者指定に関する変更の届出と内容が重複している場合であれば、業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略しても、もう一方の届出により必要な情報は把握できるため、指定事業者の業務管理体制を監督する上で支障は生じないと考える。受理する業務管理体制の整備に関する変更の届出のうち、大半が事業者指定に関する事項と変更内容が重複しており、これに係る事務を省略することで、各指定権者及び指定障害福祉サービス事業者等の事務負担の軽減が見込まれることから、引き続き必要な検討を求める。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

それぞれ沿革があって制度が作られてきたことは理解するが、現時点で当該届出事項がすべて必要なのかという見直しや、様式の兼用、必要書類の見直しを含めた届出事項に重複がある場合の手続きの簡素化を検討いただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

障害福祉サービス事業所等の指定に係る変更の届出先（以下「指定権者」という。）と業務管理体制の整備に関する変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体である場合には、指定権者に提出された変更の届出書をもって監督権者への変更の届出があったとみなす等により業務管理体制の整備に関する変更届出の負担が軽減される措置を行う方向で検討する。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

身体障害者福祉法第15条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下、「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならないとあるが、この義務付けを廃止することを求める。

具体的な支障事例

身体障害者手帳の交付申請に当たって添付することとされている診断書及び意見書を作成する医師を都道府県知事が指定する際には、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないが、日程調整等、審議会開催の事務負担が大きい。また、医師の指定には申請から2～3か月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまう、他院で作成してもらう必要があるなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。

地方社会福祉審議会への意見聴取は指定医師の専門性を確保することが目的と考えられるが、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から、障がいに関する診療科での経験年数等の形式的な要件の審査を行っているケースがほとんどであり、実際に専門的な知識が必要になるケースはほとんどない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師の指定事務の大幅な効率化が図られ、速やかに指定手続を進められるようになる。

【参考】当市における医師の指定の申請・却下件数

令和2年度: 申請 30 件 却下 0 件

令和3年度: 申請 12 件 却下 0 件

令和4年度: 申請 23 件 却下 0 件

※平成27年度～令和元年度においても却下は0件

根拠法令等

身体障害者福祉法第15条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、旭川市、羽後町、長野県、笠岡市、長崎市、佐世保市

○限られた医師数で診療を行わざるを得ないようなへき地の病院では、身障指定医の必要年数に達しない医師が現に障害を有する患者の診療に当たっていることから、指定医制度の見直しを求めたい。

○本市においても同様の状況があり、提案が認められれば事務の効率化が図られると考える。

【参考】本市における医師の指定の申請・却下件数

令和2年度：申請 27 件 却下0件

令和3年度：申請 26 件 却下0件

令和4年度：申請 19 件 却下0件

○審議会の意見を聴くため、医師の指定には申請から2カ月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまう、他院で作成してもらう必要があるなど、住民にとっても不利益となる状況が発生している。

#### 各府省からの第1次回答

身体障害者手帳は指定医の診断書・意見書に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定が行われ、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の提供の際の証明手段となっている。

過去、当該指定医について、平成20年度に北海道にて実際より患者の障害程度を重く診断し、虚偽の診断書を作成した疑いや、平成26年度に聴覚障害の認定が適正に行われたのか疑念を生じさせる事案があったことを受け、障害者手帳制度の適正性を担保するために、厚生労働省は当該指定医制度に関する障害認定における専門性の向上等に関する周知や取り組みに努めてきた。

身体障害者福祉法第15条2項に規定される当該指定医の指定に関する地方社会福祉審議会の諮問は、指定医の障害認定における専門性と公平性の担保のために有用に機能している仕組みであると承知している。例えば、指定医の申請をした医師の経験等に疑義が生じた場合、諮問された審議会の委員は、当該医師にかかる症例集など追加の資料の提出を求め、個別にその障害認定における専門性について審査し、行政職員では困難な指定の可否の判断を行う事例もあると承知している。また、合議制の機関の意見を聴くことについては、障害種別間の公平性を図る観点から必要であると考えている。

仮に、当該規定の廃止をした場合、指定医の専門性の低下につながり、診断書・意見書の疑義が増加し、医師への照会、申請者への再検査等、地方社会福祉審議会への諮問に伴う、自治体職員の事務負担増加や、申請者への手帳交付や支援等の遅滞が生じることが懸念される。

また、各種サービスを提供する際の証明手段としての身体障害者手帳制度の適正性が損なわれる可能性があり、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の円滑な提供に支障が生じることも懸念される。

以上から、当該規定を廃止することは、身体障害者手帳制度の適正性の担保の観点から不相当であると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定医の指定に関する地方社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の諮問は、北海道における虚偽診断書の作成疑い（平成20年度）や、聴覚障害の認定に係る疑念（平成26年度）といった事案より前から定められているところ、審議会の諮問が指定医の障害認定における専門性と公平性の担保のために有用に機能しているか疑問である。

また、「行政職員では困難な指定の可否の判断を行う事例」は極めて限られた事例であり、全ての申請について一律に審議会へ諮問することは非効率である。例えば、医師の経験等に疑義が生じた場合にのみ諮問すれば、指定医の専門性を低下することなく、事務の大幅な効率化を図ることができるものと考えられる。また、身体障害者手帳の申請があった際は身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令に基づき厳密に審査を行うところ、本市の場合、身体障害程度判定医を設置し、全ての診断書の内容について第三者が確認を行うなど、身体障害程度の判定は適正に行われているため、当該規定の廃止により身体障害者手帳制度の適正性が損なわれるとは考えにくい。

以上から、審議会の諮問によって発生する不利益について御理解いただき、一律に審議会への意見聴取を義務付けている当該規定の廃止について御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【佐世保市】

当市においても、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から障がいに関する診療科での経験年数等についての形式的な要件の審査を行っており、専門的な知識が必要となる状況になりません。指定医制度の重要性は理解しておりますが、指定申請に提出される資料から地方社会福祉審議会へ意見聴取する程の疑義が生じる場合が想定できず、どのような事例があるか、またどのような審査を実施するべきかご教示いただきたいです。地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けではなく、必要に応じて意見聴取をすることができるという位置付けでは不適當でしょうか。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現行規定は地方社会福祉審議会への意見聴取を一律に義務付けているところ、例えば、行政職員が医師の指定の可否を判断できる場合は当該意見聴取を不要とするなど、改善の余地はあるのではないかと。医師としての経験など客観的な判断基準をあらかじめ専門家が定め、都道府県等がその基準を中心に運用することとすれば、審議会への意見聴取を行わずとも指定の可否を判断できる場合もあるのではないかと。

#### 各府省からの第2次回答

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日付障害保健福祉部長通知)」において、都道府県知事が法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、障害分野に関連する診療経験及び診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとしており、また、法第15条第2項の規定に従い意見を聴く際、当該医師の職歴や当該医師の主たる研究歴と業績等について十分に審査を行い、15条指定医の専門性の確保に努めるものとしている。

そして、医師の指定に係る診療経験やその学識経験を判断するために、例えば、医師としての診療年数、学会への所属、認定医等であることなど客観的な基準の他に、人工透析やヒト免疫不全ウイルス感染者の診療の従事経験、その専門分野における研究発表や論文の内容や、学会の主催する研修参加実績等の専門的な基準が含まれていると承知している。

このような専門的な経験について、客観的かつ一律の判断基準をあらかじめ国において定めることや、自治体の行政職員のみによってその経験の適否を判断することは困難であると想定されることから、医師の指定の可否を判断するにあたって、地方社会福祉審議会への意見聴取は必要な手続きであると考えている。

他方、日程調整等、審議会開催の事務負担が大きいとのご意見については、当該指定医の指定に関する諮問を書面開催とすることや、専門分科会の下に指定医の審査を行う少人数の専門の部会を設けることなどで、事務負担を軽減することが可能と考えており、そのような事例について周知して参りたい。